山口県業務委託成績評定考查基準(土木工事関係業務)

R 元.7.1

1 考査基準の対象業務

本成績評定考査基準により評定を行う業務は、山口県業務委託成績評定要領(以下、「評定要領」という。)第2条第1項に規定された業務のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計業務
- (2) 調査業務及び計画業務
- (3) 測量業務、地質・土質調査業務
- (4) 工事管理等業務、積算技術等業務
- (5) 用地調査等業務

2 考查項目等

考査は下表の項目及び細別または評価の視点により実施する。

上記1 (1) ~ (3)、(5) の業務

	考 査 項 目	細 別			
	実施能力の評価	実施体制と執行計画			
		執行管理			
プロ	実施状況の評価	品質管理			
セス評価	夫旭仏仏の計価	業務特性			
計加		創意工夫			
	説明調整能力の評価	説明調整能力			
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観			
結果 評価	結果の評価	成果品の品質			

上記1(4)の業務

	評 価 耳	頁 目	評価の視点		
	専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解		
		的確な履行	法令・技術基準の知識		
			業務内容についての判断		
			関係者とのコミュニケーション		
プロ		業務目的の達成度	必要事項の記載		
セス			的確な取りまとめ		
評価	管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性		
		打ち合わせの理解度	打ち合わせの理解度		
		指揮系統の迅速性、確実性	指揮命令の迅速性、確実性		
	取組姿勢	責任感、積極性	責任感、積極性		

3 考查基準

(1) 総括監督員考查基準

ア 考査方法

総括監督員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、主任監督員の評定内容を精査のうえ、総合的に評定を行うものとする。(評価項目の追加、削除、若しくは評価比重の変更は行わない。)

イ 評定

採点表の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(2) 主任監督員及び技術検査職員考査基準

ア 考査方法

主任監督員及び技術検査職員は、評定趣旨を十分に理解、尊重し、総合的に評価を 行う。

(評価項目の追加、削除、若しくは評価比重の変更は行わない。)

イ評定

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、採点表の各評定要素の項目に従って、評定を行うものとする。

(3) 事故等による減点

ア 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-1を参考として15点まで減点することができる。

区分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1か月を超える		
考査点 -3点 -5点		-10点	-15点			

別表-1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果品を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反 する事実が判明した。
- 一括再委託、請負を行った。
- ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において、安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者 事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

イ 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記載された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-2を参考として20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、評定要領第7条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第8条に定める評定の修正を行うものとする。

巨八	区分	瑕疵補修又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵補修						
		収加価修义は損害賠負の表施	又は損害賠償の実施						
	考査点	-10点	-20点						

別表-2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

(4)「単純調査業務」について

「調査業務及び計画業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、これを「単純調査業務」と定義する。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

・「単純調査業務」の例

& Land II >>	NATE > No. 1 II. adult arm NIII. →I.			
各部門共通	単純なデータ収集整理業務			
	単純なデータ処理業務			
	書類編集的な業務			
	文献収集業務			
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務			
	データ加工業務(降雨解析等)			
	不等流計算等の計算業務(システム開発を除く)			
	補償数量の算出			
	工事記録等資料の分類・整理			
	工事図面集、写真集等の作成			
道路	一般的な現地踏査			
	一般的な交通量観測業務			
	台帳整理等を目的とした資料収集業務			
トンネル	クラック等変状の計測調査			
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理			
情報	定期的なデータメンテナンス			
	資料収集的な業務			
	単純なデータ作成のみの業務			
防災	資料収集的な業務			
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が			
	JIS等で規定されている測定業務			

(5) 適用する採点表について

業務種類別の適用採点表

ア 設計業務「概略設計・予備設計」 採点表

評定要領第2条第1項(1)に規定する業務に適用する。

イ 設計業務「詳細設計」 採点表

評定要領第2条第1項(1)に規定する業務に適用する。

ウ 調査業務・計画業務 採点表

評定要領第2条第1項(2)に規定する業務(単純調査業務を除く)に適用する。

工 測量業務 採点表

評定要領第2条第1項(3)に規定する業務に適用する。

才 地質調査業務 採点表

評定要領第2条第1項(3)に規定する業務に適用する。

力 単純調査業務 採点表

評定要領第2条第1項(2)に規定する業務のうち単純調査業務に適用する。

キ 工事管理等業務 採点表

評定要領第2条第1項(4)に規定する業務のうち、工事管理業務、品質検査業務等に適用する。

ク 積算技術等業務 採点表

評定要領第2条第1項(4)に規定する業務のうち、積算技術業務、技術審査 業務等に適用する。

ケ 用地調査等業務 採点表

評定要領第2条第1項(5)に規定する業務に適用する。

(6) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、上記アからケのうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・上記アからケの対象部分のどれかが100万円を越えるときには、その業務を「主 たる業務」とみなすものとする。
- ・上記アからケの対象部分の複数が100万円を超えるとき、もしくはどれもが100万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、主任監督員、検査職員で統一するものとする。

(7) 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取扱いや単純調査業務の選定は、主任監督員が決定する。

(8)総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを 考慮する。

		SS 20		設計業務、調査業務及び計画業務、測量業務、 地質・土質調査業務、用地調査等業務					
評価項目		細 別 業務評定	業務評定	技術者評定					
			NO NE	管理技術者	担当技術者	照查技術者			
	実施能力 の評価	実施体制及 び執行計画	20	20	5				
	実施状況の評価	執行管理	5	5	5				
ナ		品質管理	20	20	30	50			
ロセス評価		業務特性	10	10	12.5				
価		創意工夫	4	4	4				
	説明調整 能力の評価	説明調整 能力	6	6	6				
	取組姿勢	責任感 積極性 倫理観	5	5	7.5				
結果 評価	結果の評価	成果品 の品質	30	30	30	50			
	合 計		100	100	100	100			

		工事管理等業務			積算技術等業務		
	評価項目	業務	技術者評定		業務 評定	技術者評定	
			管理	担当		管理	担当
	目的と内容の理解	6	6	6	6	6	6
専 門 技術力	的確な履行	36	36	36	24	24	24
	業務目的の達成度	18	18	18	30	30	30
	業務実施体制 の的確性	12	12	_	12	12	_
管 理 技術力	打ち合わせ の理解度	6	6	_	6	6	_
	指揮系統の迅速性、 確実性	14	14	_	14	14	-
取組 姿勢	責任感、積極性	8	8	8	8	8	8
	合 計	100	100	68	100	100	68

(9) 評定の修正

評定要領の第8条に定める評定を修正する必要があると認める場合とは、次の場合とする。

- ア 上記「(3)事故等による減点」の「イ 瑕疵修補及び損害賠償による減点」により減点を行った場合
- イ 工事施工中又は工事完成後に生じた事由などにより、評定の修正を行う必要があると判断した場合